

第 30 回岡山行政法実務研究会のご案内

岡山行政法実務研究会幹事

岡山大学法務研究科教授・弁護士 吉野夏己

岡山大学法務研究科教授 南川和宣

岡山行政法実務研究会は、自治体職員、法曹（弁護士）、行政法研究者（大学教員）の三者等を構成メンバーに、中四国地域の自治体における喫緊の法的課題にかかる問題を多角的に検討するために設立された研究会です。この度、第 30 回岡山行政法実務研究会を下記の要領で開催しますのでお知らせします。

今回は「土地収用と戦略的自治体法務」をテーマとさせていただきました。我が国における公共事業の用地調達は、ほとんどの場合、任意買収によっています。しかし、土地所有者が買収に応じない場合には、一定の要件の下、土地収用法に基づく収用制度という権力的な手法（事業認定、権利取得裁決・明渡裁決の仕組み）を用いることが可能です。

そして、自らの土地が収用されることに不服がある者は、これらの処分について抗告訴訟その他の行政訴訟等によりその適法性を争うことができますが、裁判闘争を行わずに上記処分を無視する者もいないわけではありません。そこで、行政サイドとしては、一連の土地収用プロセスに関し、仮に訴訟になった場合でも違法と判断されないように上記処分をミスなく行うこと、および仮に相手方私人が義務を履行しない場合には、行政代執行制度をミスなく運用する体制・準備を整えることが重要になります。

そこで、今回の研究会では、前者について、土地収用の事業認定処分に関し、裁判の段階で裁判所により違法であると言われたいためには、処分庁が処分の段階において、どのような事項をどのように考慮しておく必要があるのか、および土地収用の適法性は一連の行政プロセスにおいてどの段階でのどのような訴訟において争われる可能性があるのかについて、岡山大学法務研究科教授であり弁護士の吉野夏己氏が、判例実務と理論の双方の視点から報告を行う予定です。

また、後者の義務履行確保の問題については、実務上は様々な問題があり、自治体が代執行制度の利用を躊躇しがちである現状がありますが、その中で、今回は、土地明渡しの際の移転物件の保管に焦点をあて、広くニュース等で報じられた東九州道の建設用地にかかる土地明け渡しの代執行事案に携わった福岡県庁の田中清隆氏と山本真一郎氏に、当時のご経験を踏まえたご報告をいただく予定です。なお、代執行にかかる実務問題については、第 27 回研究会（平成 31 年 1 月 26 日開催）において、空家特措法に基づく空家対策を素材に、残存物件への対応が必要となる空家除却の代執行の問題を取り上げておりますので、今回で 2 回目となります。また、前回に引き続き、この問題を専門に研究されている鹿児島大学の宇那木正寛教授にご報告者のご紹介をいただきました。

今回テーマとして取り上げる土地収用の問題については、事業認定・収用裁決の処分庁が、それぞれ都道府県知事・都道府県収用委員会であって、市町村は対象事業の起業者として当

該行政プロセスにかかわる可能性があるにすぎません。しかし、内容的にみて、第一報告は、裁量処分を行うにあたり、後に裁判になったときのことまで考えて裁量権を適法に行使するためにはどのような点に注意が必要かについて検討するものであり、第二報告も、代執行の際の移転物件の保管をどのように取り扱うべきかという市町村も直面しうる普遍的な問題であることから、予防法務ないし戦略法務の観点において、重要なテーマであるといえ、都道府県の職員の皆様だけでなく、市町村職員の皆様にとっても、今後の業務の参考になるのではないかと考えております。

最後に、本研究会は自治体法務に興味のある多くの自治体職員の皆様の参加・登録も受け付けておりますので本研究会への参加の呼びかけもお願いいたします。なお、登録していた方には、次回以降のご案内をメールにて送付させていただきます。

- 1 日 時 令和元年7月27日(土) 午後2時から5時
- 2 場 所 岡山大学津島キャンパス 文法経2号館2階 法学部会議室
- ※ 車で来場する場合は、駐車料金が1000円程度かかります。
- 3 研究会テーマ 「土地収用と戦略的自治体法務」

第1報告 「収用裁決における訴訟法上の諸問題」

報告者 吉野夏己氏(岡山大学大学院法務研究科教授・弁護士)

参考文献 ・平成31年(令和元年)度司法試験公法系科目第2問

※上記試験の問題文は、以下のURLの6頁から13頁に掲載されています。

<http://www.moj.go.jp/content/001293666.pdf>

・東京地判平成30年4月27日(判例集未搭載)

・東京高判平成24年1月24日(判例時報2214号3頁)

第2報告 「土地明渡しの代執行と移転物件の保管」

報告者 田中清隆氏(福岡県総務部財産活用課参事補佐)

山本真一郎氏(福岡県福祉労働部障がい福祉課主任主事)

4 出席および会員登録の連絡先

参加希望の方または会員登録ご希望の方は、Eメール(oatc-office@law.okayama-u.ac.jp)にて事務局(岡山大学法科大学院弁護士研修センター(Tel&Fax086-251-8412内)までご連絡ください。

なお、本研究会は、自治体職員、研究者および弁護士等の自治体法務関係者の研鑽を目的とした緩やかな勉強会であり、会員の皆様に出席、研究報告、費用の負担などの義務を課すことはございません。ご関心のあるテーマにつき、お気軽にご出席ください。また、研究会で取り上げたいテーマがございましたら、事務局までご連絡ください。

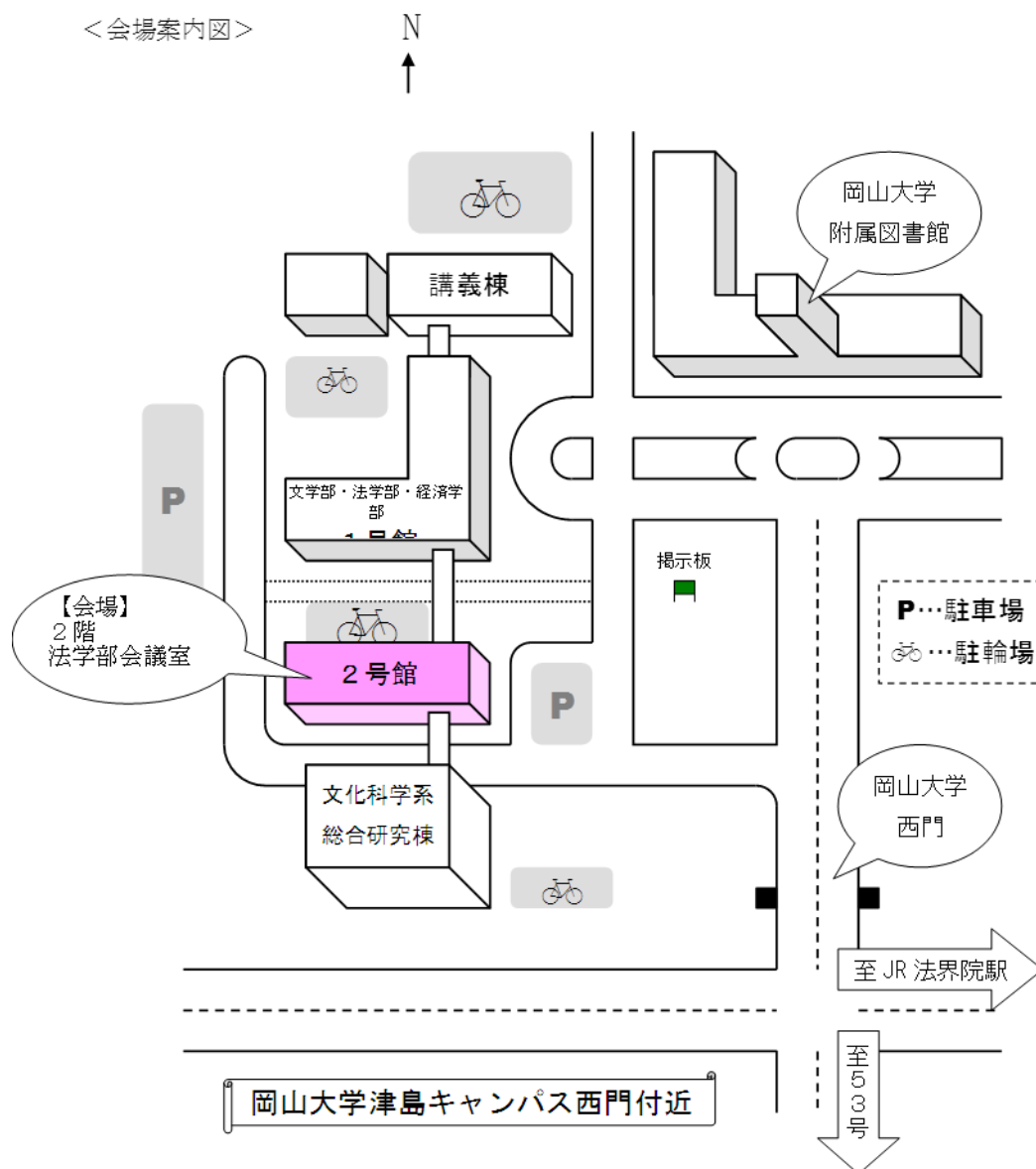
5 今後の予定

第 31 回 テーマ「自治体の行政活動と独占禁止法（仮）」

日時：9月28日（土）

第 32 回 テーマ「自治体における行政不服審査制度（仮）」

日時：11月9日（土）



【岡山大学津島キャンパスまで】

- ・ JR岡山駅西口から「47」系統の岡電バスで「岡大西門」下車
- ・ JR岡山駅東口から「17」系統の岡電バスで「岡大西門」下車
- ・ JR津山線「法界院」駅下車、徒歩約20分
- ・ タクシーでJR岡山駅東口とJR岡山駅西口から約10分